

令和8年度

国の「業務改善助成金」の支給決定通知を受ける
県内中小企業・小規模事業者の皆様へ

かがわ賃上げ環境整備応援補助金

※この補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。



国の「業務改善助成金」に
上乗せ補助! 最大100万円!

国(厚生労働省)の「業務改善助成金」

事業場内最低賃金を引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440

国業務改善助成金
支給決定額

県上乗せ補助金

事業者負担分

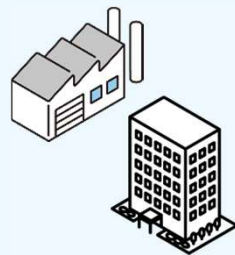
国の業務改善助成金での助成対象経費のうち、

事業者負担分の1/2 (上限あり) を県が補助

申請受付期間

令和8年9月1日～

令和9年3月17日(必着)



申請・支給の流れ

※予算の範囲内での交付のため、申請期日前に
受付を終了する場合があります。

国の業務改善助成金

申請

交付決定
・事業実施

実績報告
・支給決定

県へ
申請

かがわ賃上げ環境整備応援補助金

申請
・請求

審査

交付決定
・支給

※補助上限額等は裏面参照

※申請等は香川労働局助成金センターへ
TEL:087-823-0505

申請・問合せ先



※申請に必要な様式に関しては香川県ホームページをご覧ください。

香川県商工労働部労働政策課

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10 TEL:087-832-3366



かがわ賃上げ環境整備応援補助金

補助対象事業者

- 香川県内に事業場があること
- 令和8年9月1日以降に香川労働局へ「業務改善助成金」の申請を行い、**令和9年3月10日までに、交付額確定・支給決定通知を受けた事業者**であること
- 県税の滞納等がないこと など

補助額計算方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{国業務改善助成金} \\ \text{助成対象経費} \end{array} - \text{国の助成金確定額} \right) \times 1/2 \quad \text{又は} \quad \text{県の補助上限額}$$

のいずれか**低い方の額**

補助上限額

最低賃金 引上げ額	引上げる 労働者数	事業所規模が30人以上			事業所規模が30人未満		
		国の業務改 善助成金 助成上限額	県の補助上限額（円）		国の業務改 善助成金 助成上限額	県の補助上限額（円）	
			国助成率 3／4 の事業場	国助成率 4／5 の事業場		国助成率 3／4 の事業場	国助成率 4／5 の事業場
50円 以上	1人	300,000	50,000	38,000	400,000	67,000	50,000
	2～3人	400,000	67,000	50,000	700,000	117,000	88,000
	4～5人	700,000	117,000	88,000	700,000	117,000	88,000
	6～7人	900,000	150,000	113,000	900,000	150,000	113,000
	8人以上	1,100,000	183,000	138,000	1,100,000	183,000	138,000
	10人以上※	1,300,000	217,000	163,000	1,300,000	217,000	163,000
70円 以上	1人	400,000	67,000	50,000	500,000	83,000	63,000
	2～3人	500,000	83,000	63,000	1,000,000	167,000	125,000
	4～5人	1,300,000	217,000	163,000	1,300,000	217,000	163,000
	6～7人	1,800,000	300,000	225,000	1,800,000	300,000	225,000
	8人以上	2,300,000	383,000	288,000	2,300,000	383,000	288,000
	10人以上※	3,000,000	500,000	375,000	3,000,000	500,000	375,000
90円 以上	1人	900,000	150,000	113,000	1,000,000	167,000	125,000
	2～3人	1,500,000	250,000	188,000	2,400,000	400,000	300,000
	4～5人	2,700,000	450,000	338,000	2,700,000	450,000	338,000
	6～7人	3,600,000	600,000	450,000	3,600,000	600,000	450,000
	8人以上	4,500,000	750,000	563,000	4,500,000	750,000	563,000
	10人以上※	6,000,000	1,000,000	750,000	6,000,000	1,000,000	750,000

※10人以上の上限区分は、国の定める特例事業者の要件を満たした場合に適用。